

男性の育児休業①

平成24年11月から1年間、育児休業を取得した下石町在住の男性に育児休業中の様子などを伺いました。

Q 育児休業を取得したきっかけは？

A 妻が出産後6週間（※）で仕事復帰することになりました。初めは保育園に預けることも考えましたが、あまりにも小さいうちから預けることにはためらいがあり、また、初めての子育てのほとんどを他人に任せてしまうことを残念に感じたからです。

Q 育児休業中の生活や子育ての様子はどうでしたか？

A 子どもの面倒を見ながら、妻の出勤に合わせて朝食の準備をし、その後は洗濯、掃除、買い物、夕食の準備などをしていました。

妻の帰宅後や休みの日なども、仕事で普段なかなかできない子どもの相手を楽しめるように、家事全般は自分が行うよう心掛けていました。

ただ、子育ては初めてのことで、一人ではとても不安でした。また、家事・育児の仕事量は予想以上に多くあり大変でしたが、周囲の協力により乗り切ることができました。

Q 男性の育児休業の取得について、周囲の反応などはどうでしたか？

A 子どもの健診や予防接種、子育ての教室など両親で参加可能なものに参加しましたが、参加者の大多数が母親でした。

多くの友人や知人から、「男性が育児休業を取るのを初めて見た」と驚かれました。

（次回へ続く）



※産後休暇は産後8週間ですが、労働基準法第65条第2項のただし書きを適用しています。

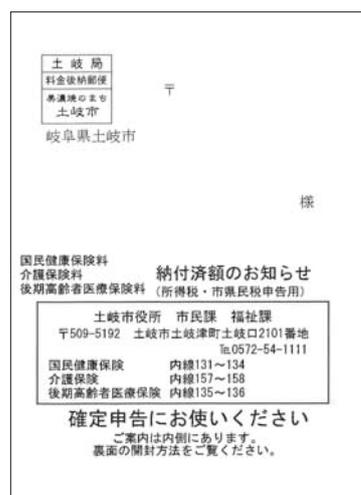
国保が守るみんなの健康

市民課保険年金係（内線130～134）

今回は納付済みの保険料と確定申告についてご紹介します。

■社会保険料控除

平成25年中に納めた国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料（さかのぼって納めた未納分を含む）は、社会保険料控除の対象となります。1月下旬に「納付済額のお知らせ（右のはがき）」を発送しましたので、確定申告の際にご利用ください。なお、このお知らせには公的年金などから天引きされた介護保険料や後期高齢者医療保険料は含まれていませんので、日本年金機構などの年金保険者から送付される通知書でご確認ください。



■電話でも納付済み額を確認できます

保険証の記号番号や生年月日、住所などで本人確認の上、納付済み額を電話でお伝えすることができます。保険証など記号番号が分かるものをご用意の上、問い合わせください。

※確定申告受付の日程など詳細については、本紙1月15日号をご覧になるか、税務課（内線171・172）まで問い合わせください。

※国民健康保険料は世帯主が納付義務者になりますので、「納付済額のお知らせ」は世帯主に発行しています。実際に納付した方と世帯主が違う場合は、実際に納付した方の社会保険料控除として申告してください。